

令和6年4月改定

しょう ひと ひと とも い しゃかい
障 がいのある人もない人も共に生きる社会をめざして

あしやまちしょう しゃさべつかいしょうじょうれい 芦屋町障 がい者差別解消条例

あしやまちしょう りゆう さべつ かいしょう すいしん かん じょうれい
(芦屋町 障 がいを理由とする差別の解消の推進に関する条例)



あしやまちしょう しゃさべつかいしょうじょうれい 芦屋町 障 がい者差別解消 条例とは？

へいせい ねん がつ せこう しょうがいしゃさべつかいしょうほう ふ しょう りゆう
平成28年4月に施行された「障害者差別解消法」を踏まえ、障 がいを理由とする
さべつ かいしょう すいしん しょう う む だれ たが そんちょう あ ささ
差別の解消を推進し、障 がいの有無にかかわらず、誰もがお互いに尊重し合い、支
えあいながら暮らせるまちになることを目指して、へいせい ねん がつ せいてい
平成31年3月に制定しました。

じょうれい しょう りゆう さべつ かいしょう む まち せきむ じぎょうしゃ ちょうみん
条例では、障 がいを理由とする差別の解消に向けた町の責務、事業者、町 民の
やくわり さだ
役割などを定めています。

しょうがいしゃさべつかいしょうほう かいせい ともな れいわ ねん がつ にち じぎょうしゃ ごうりてきはいりょ
障害者差別解消法の改正に伴い、令和6年4月1日から事業者にも合理的配慮
ていきょう ぎ む か
の提供が義務化されています。

あしやまち
芦屋町

障がいのある人とは？ 条例第2条（1）

身体障がい、知的障がい、精神障がい、発達障がい、難病など、心や体ののはたらきに障がいがある人で、障がいや社会の中にある社会的障壁によって、日常生活や社会生活に相当な制限を受けている人のことです。障害者手帳を持っている人のことではありません。

社会的障壁とは？ 条例第2条（2）

障害のある人が日常生活や社会生活を営む上で妨げとなるようなものをいいます。

1. 社会における事物（通行、利用しにくい施設、設備など）
2. 制度（利用しにくい制度など）
3. 慣行（障がいのある人の存在を意識していない慣習、文化など）
4. 観念（障がいに対する考え方など）
5. 偏見（障がいのある人への根拠のない否定的な先入観、意識など）

障がいを理由とする差別とは？ 条例第2条

条例では、障がいを理由とする差別を「不当な差別的取扱い」と「合理的配慮をしないこと」と定義しており、差別の解消に向けて次のことを定めています。

ふとう さべつてき とりあつか 不当な差別的取扱い	なんびと 何人も	おこな 行ってはならない（ <u>禁止</u> ）
ごうりてきはいりよ 合理的配慮	まち 町・ じぎょうしゃ※ 事業者	しなけいばならな い（ <u>義務</u> ）

※令和6年4月1日から、事業者の合理的配慮が義務化されました。

不当な差別的取扱いとは？ 条例第2条（5）

正当な理由なく、障がいを理由として、サービスの提供を拒否することや、サービスの提供にあたって場所や時間帯などを制限すること、障がいのある人に条件をつけることなどです。

- 例1 本人を無視して介助者や支援者、付き添いの人だけに話しかける。
- 例2 身体障がい者補助犬（盲導犬など）の同伴を理由にバス、タクシーの乗車やお店に入るのを拒否する。



合理的配慮とは？ 条例第2条（3）

障がいのある人から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに個別に調整などを行うことです。障がいの種類や程度によって必要な配慮は違います。

まずは、障がいについて正しく理解することが大切です。



視覚障がい

まったく見えない人と視力が弱い人がいますが、見え方はひとりひとり違います。

配慮例 「こちら」ではなく「2歩前」など、位置関係を分かりやすく伝える。

聴覚障がい

まったく聞こえない人と聞こえにくい人がいます。コミュニケーション方法は、手話、筆談、口話などさまざまです。

配慮例 目で見て分かる方法で意思疎通を行う（マスクを外す、筆談するなど）。

肢体不自由

手足や胴の部分に障がいがあり、移動などの日常の動作に困難があります。

配慮例 本人の意思を確認しながら代筆や代行を行う。同じ目線で話す。

知的障がい

生活や学習面で現れる知的な働きや発達が同じ年齢の人と比べてゆっくりしています。複雑な会話や読み書きが苦手です。

配慮例 優しい態度、分かりやすい言葉で接する。絵や身振りで意思疎通を図る。

難病

原因不明で治療方法が確立されていない病気で、長期の療養が必要です。痛みや脱力感など外見では分かりにくい症状があったり、日によって症状の変化が大きかったりします。

配慮例 症状に応じた対応を心がける。

言語障がい

言葉や文字の意味を理解したり伝えたいことを言葉や文字で表現したりするのが難しい言語機能障がいと、声を出すのが難しい音声機能障がいがあります。

配慮例 ゆっくり話を聞く。分かりやすい言葉で話しかける。スマートフォンや筆談で意思疎通を図る。

内部障がい

心臓や腎臓など体の内部に障がいがあり、疲れやすかったり、トイレに不自由したりします。外見から分からないため、周りの人から理解してもらいにくい障がいです。

配慮例 障がいのない人はバリアフリートイレを長時間利用しない。

精神障がい

さまざまな精神疾患により日常生活や社会生活のしづらさを抱えています。早期発見と適切な治療の継続により、症状が安定し回復へ向かう病気です。誤解や偏見の対象となりやすいです。

配慮例 無理な励ましをしないなど、穏やかな対応を心がける。

発達障がい

脳の働きの障がいです。こだわりが強い、じっとしてられないなど、特性はさまざまですが、優れた能力が発揮されている場合もあります。

配慮例 絵や文字などを交えて、具体的な表現で、ゆっくり分かりやすく伝える。

※ 重複障がいのある人など、実際の状況はひとりひとり違います。

ご存知ですか？ヘルプカード

支援や配慮を必要としている人が、災害時や日常生活の中で困ったときに、周囲に支援や配慮を必要としていることを知らせるカードです。特に、一見、障がいがあるとは分からない人が周囲に支援や配慮を求める際に有効です。カードには、その人が手伝って欲しいことが書かれています。カードを提示されたら、必要な支援や配慮をしましょう。

あなたの手助けが必要です。 ヘルプカード 		私が手伝ってほしい事 ・筆談で会話してください。 ・大きな音が苦手です。 ・何かあれば、〇〇へ電話してください。 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇	【配布場所】 ・役場福祉課 ・町内の相談支援事業所 ※県HPからも印刷可能
---	---	---	---

困ったときは？

障がいを理由とする差別に関する相談窓口を設置しています。

【相談窓口】

- ・ 芦屋町役場福祉課 (223-3530)
- ・ 芦屋町相談支援事業所 みどり園 (223-3311)
- まつかぜ荘 (222-0765)



相談から解決までのイメージ

